

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理事務及び被保険者資格情報とオンライン資格情報等システムで管理している情報を紐付けるための機関別符号の取得等事務を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一16、30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20、25、26条 (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条(オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	国民健康保険制度改革に係るシステム等の追加
平成29年3月3日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話029-292-1111	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話029-292-1111	事後	行政改革による部名の変更
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年1月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年1月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更による記載
令和2年3月31日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理事務及び被保険者資格情報とオンライン資格情報等システムで管理している情報を紐付けるための機関別符号の取得等事務を行う。	事前	オンライン資格確認等の実施に伴う追加
令和2年3月31日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバー等 *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	オンライン資格確認等の実施に伴う追加
令和2年3月31日	I-3.個人番号の利用上の根拠	法令 ・番号法第9条第1項、別表第一16、30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条	・番号法第9条第1項、別表第一16、30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項	事前	オンライン資格確認等の実施に伴う追加
令和2年3月31日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20、25、26条 (情報提供) ・番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	(情報照会) ・番号法第19条第7号、別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20、25、26条 (情報提供) ・番号法第19条第7号、別表第二1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1、2項	事前	オンライン資格確認等の実施に伴う追加
令和2年3月31日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(「委託しない ○」)	十分である	事前	オンライン資格確認等の実施に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項 (情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 120の項	(情報照会) ・番号法第19条第8号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 120の項	事後	